

令和6年

南会津地方環境衛生組合議会
全 員 協 議 会

南会津地方環境衛生組合議会

令和6年南会津地方環境衛生組合議会全員協議会

次 第

令和6年5月29日（水）午前10時40分開会

1 開 会

2 会議録署名議員の指名

3 協議事項

南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について

4 閉 会

出席議員（13名）

1番	星 和 孝	議 員	2番	小 玉 智 和	議 員
3番	斎 藤 猛	議 員	4番	渡 部 裕 太	議 員
5番	小 玉 智 和	議 員	6番	川 島 進	議 員
7番	目 黒 道 人	議 員	8番	室 井 英 雄	議 員
9番	星 邦 一	議 員	10番	高 野 精 一	議 員
11番	山 内 政	議 員	12番	湯 田 健 二	議 員
13番	佐 藤 孝 義	議 員			

欠席議員（なし）

説明のための出席者

渡部 正義	管理者	星 學	副管理者
渡部 勇夫	副管理者	渡辺 健二	会計管理者
鈴木 康徳	南会津地方広域市町村 圏組合事務局長	齋藤 成	南会津地方広域市町村 圏組合統合準備室長
阿久津 正治	事務局長 兼環境衛生課長	阿部 妙子	総務課長
栗橋 和彦	環境衛生課長補佐 兼西部環境係長		

事務局職員出席者

室井 順之	総務課長補佐	大塚 晃司	総務課主査
-------	--------	-------	-------

開会 午前10時40分

◇

◎開 会

○佐藤 孝義議長 これより全員協議会を開催いたします。

本日の全員協議会は南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合についてであります。

管理者より全員協議会で説明したい旨の申し出があったため開催したものです。

本日は説明のため、南会津地方広域市町村圏組合、鈴木康德事務局長、齋藤成統合準備室長に出席をいただきましたので、ご紹介いたします。

なお、予め申し上げますが、本協議会は議題についての実質審議する場ではなく、理解を深めるため、協議、又は意見を調整する場でありますので、ご留意願います。

◇

◎会議録署名議員の指名

○佐藤 孝義議長 本会は、会議規則で定められた全員協議会でありますので、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、議長において、7番、目黒道人君、8番、室井英雄君を指名します。

◇

◎協議事項 南会津地方広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合について

○佐藤 孝義議長 ここで開催に当たり管理者から挨拶をいただきます。

管理者、渡部正義君。

○渡部 正義管理者 先ほどの臨時議会に引き続き、お疲れのところ、南会津地方環境衛生組合議会全員協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、今回、議員の皆様にご説明申し上げますのは、お手元に配布いたしました南会津地方

広域市町村圏組合と南会津地方環境衛生組合との統合についてであります。

本年2月の議会全員協議会において、両組合を取り巻く状況並びに統合の必要性、その統合に伴う概要などについてご説明いたしました。本年4月1日から南会津地方広域市町村圏組合事務局に統合準備室が設置され、この度、統合準備室で統合に係る全体スケジュールが出来上がりましたので、ご説明させていただきたいと考えます。

以上、詳細については、統合準備室長よりご説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤 孝義議長 はい。

南会津地方広域市町村圏組合統合準備室長、齋藤成君。

○齋藤 成統合準備室長 おはようございます。

4月から広域圏組合の方に統合準備室ということで配属になりました齋藤成と申します。4月からこの総務課長の阿部課長と、あと広域圏組合の小杉君の3名で統合準備室のほう進めております。座ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まずあの、皆様にお配りしました資料を確認させていただきます。

資料1の1、資料1の2につきましては、今後ですね、統合に向けた事務に係る協議、あと、それぞれの町村における議案、あと県への届出ということで資料の方を提出させていただきました。

あと資料2につきましては、4月までの統合に向けての大きなスケジュールが整いましたので、この場でご説明させていただきます。

まず、資料1の1から見ていただきたいと思います。

広域圏組合規約の変更および環境衛生組合の規約の変更、あと衛生組合の解散、解散業務に関する流れでございます。

左上からご説明させていただきます。時期的に言いますと、令和6年、本年の10月上旬にですね、それぞれの町村の方に広域圏組合からは広域圏組合の規約の変更についてご協議させていただきます。衛生組合につきましては、3つの町に対しまして、衛生組合の規約の変更、あと衛生組合の解散、解散に伴う財産処分というようなことでの協議をさせていただきます。

その後ですね、各町村におかれましては12月の議会の際に議案の提案ということで、広域圏の規約の変更は4つの町村。あと規約の変更、衛生組合の規約の変更と解散、解散に伴う財産処分については、3つの町において議会の方で提案させていただきまして、議案の審議をもって可決されまして、まず広域圏組合の規約の変更につきましては、変更、規約の変更につつま

しては県の申請がございますので、議決後に県の方に申請を行うという流れになります。

あと衛生組合の規約の変更につきましても同じ手順でございます。県への、振興局への申請というような流れになります。

あとあの解散および財産の処分につきましては、それぞれ協議書を作成いたしまして県への届出と。これは許可はございません。届出のみというような流れになります。これによって、まあ衛生組合と広域圏組合の統合というような流れで事務の方を今進めてきております。

続きまして、資料1の2ですけれども、このそれぞれ町村の方に議案の方、提案、提出させていただきます。議案の名称というようなことでございます。南会津町、下郷町、只見町につきましては、広域圏組合の規約の変更と環境衛生組合の規約の変更、解散、解散に伴う財産の処分というようなことで、議案の方、提出させていただきます。檜枝岐村につきましては、広域圏組合の規約の変更というようなことでございます。この規約の変更、広域圏組合の規約の変更につきましては、共同処理する事務というようなことで、これまで広域圏組合で共同処理する事務の他に衛生組合のごみ処理、し尿処理、そういった業務の方法を共同処理する事務に加えるというようなことでの規約の変更でございます。あと他に議員の定数の関係であったり、細々附則の変更もございますけれども、そういった流れで広域圏組合の規約の変更を進めていくというようなことでございます。

続きまして資料2になります。全体スケジュールになります。

1番上になりますけれども、前回2月の全員協議会の方でお示しいたしました広域圏組合と衛生組合の統合でございます。衛生組合の廃止に伴いまして、広域圏組合への編入統合というような流れで今後進めていくというところでございます。

まず1番上から2番目になります。本日の議会臨時会、後、今後ですね8月議会の定例会でございますので、その際にもですね、進捗状況等をご説明させていただきたいと思っております。

3番目、統合の手続き、広域、衛生組合の関係でございますが、これは、今ほど資料1の方でご説明させていただきました流れでございます。今現在、県と地方振興局との事前協議というようなところで進めておりまして、7月には県との事前協議、でそれぞれ10月には各構成団体への協議の依頼、で、12月の議会を経て県への届出というような流れになっております。

6番目になります。条例、規則の整備でございます。今現在、それぞれ広域圏組合、あと環境衛生組合の方でそれぞれの条例と規約の整備、まああの整理ですか。統合に向けた整理を事務的に進めさせていただいております。ある程度、広域圏組合として、衛生組合の一部事務組合としての条例、規則はほとんど大体同じではございますが、若干調整する点もございませぬ

で、2月の議会に向けて準備を進めていくということでございます。

7番目の財務システムということで、これは伝票とかですね、そういったシステムの調整でございます。両組合とも業者がですね、TKCという会社が入っております、さほど問題なく統合が図られるというようなことで5月の20日に打合せを行いまして、準備進めているところでございます。

では8番目、事務系システムということで、これは、庁内、組合内でのネットワーク化でございます。この辺につきましては、1月からシステムを稼働というようなことでございますけれども、広域圏組合の今あるシステムのリースの期間が今年の12月の末までということになっておりまして、新しいシステムが1月から入るというようなことに合わせてこちらの衛生組合のシステムも設置していきたいというようなことで、今調整を図っているところでございます。今現在、事務系のシステム、こちらの衛生組合の方には配備はされておきませんが、事前にどういった内容なのかということで4月の中旬ですか、衛生組合の操作研修を行ったところでございます。

10番目の案内標識ですね。こちらの衛生組合という名称を広域圏組合に変更するというようなことでの案内看板等の変更も随時行っていきたいというようなことで考えております。

11番目、12番目、来年度の予算の調整でございます。例年は11月頃から予算の編成が始まるわけでございますが、10月から予算編成の方、始めまして11月には両局長の予算査定、で、それぞれ組合の方で作成した予算書をですね、合わせまして1月に各町村の総務課長との予算査定というようなことで、来年度の予算の編成をしていきたいと考えております。衛生組合につきましては3月31日をもって打ち切りというようなこととなりますので、その後ですね、衛生組合の決算につきましては、速やかに決算報告等もしていきたいという風に考えております。あと、13番目の組織機構、あと人員配置であります、11月を目途にですね、組織の最終決定ということで考えております。以前の2月の全員協議会の際にはですね、衛生組合と広域圏組合の事務局の部分だけの統合というようなことで、それぞれ今ある課、総務課、環境衛生課というのがございますが、その辺の課の制度がいいのか、またはちょっと違う組織がいいのか、その辺はちょっと今後、調整をしながら最終的には11月までには組織の方も決定していきたいと考えております。

あと、今後その下の欄につきましては人事であったり、あとは事務的なものでございます。今後に向けて少しずつですが、進めていきたいというようなことで考えております。

私からは以上です。

○佐藤 孝義議長 ただいまの説明に関しまして、何か質問、ご意見等があればお願いいたします。

10番、高野精一君。

○10番 高野 精一議員 規約の変更の件でちょっとお伺いしたいんですが、今この規約の変更で基となるのは、役場の方でやってる規約が基になんのかなと思うんですが、その辺はどうなんですか。

○佐藤 孝義議長 準備室長、齋藤成君。

○齋藤 成統合準備室長 高野議員のご質問に関しましては、条例と規則につきましては、今衛生組合、あと広域圏組合の条例規則はほとんどこう、町の条例に準じて整備されております。今回条例と規則等ですね、整備する際には、やはりその衛生組合ならではの条例の在り方とか、規則がありますので、そういったものを広域圏組合の方に盛り込むと言いますか、そういったことで考えております。条例自体、中身的なものを変更とかそういったことはございませんが、広域圏組合の条例に衛生組合の条例を入れていくというような形で進めていきたいと考えております。

○佐藤 孝義議長 10番、高野精一君。

○10番 高野 精一議員 質問は3回までだっけか。

○佐藤 孝義議長 いえ、全員協議会ですから。

○10番 高野 精一議員 それで、この規約が条例も変わると思うんですが、問題は1つ私の危惧すつときは広域消防の職員の扱いが、今度、例えば育児休暇1年とかそういう形になってくと、その広域消防の関係でそういう人員の不備な点が出てくのか出てこないのか、ちょっとその辺が気になるんですが、その辺はどのようになっていますか。

○佐藤 孝義議長 管理者。

○渡部 正義管理者 私の方からお答え申し上げます。

広域消防署の定数については、将来に向けて増員すると、多分88から100という数字だったと思いますが、その中で増強していくというような考えで今動いておりまして、これは構成町の方でも了解済みのことですのでございますから、その中で職員体制についてはやりくりがつくものという風に思います。

○佐藤 孝義議長 10番、高野精一君。

○高野 精一議員 あと1件だけね。ここの中で財産処分の話が出てきましたが、これは、なかなか皆さん知ってる方も少ない面もあると思うんで、これ、もし出来ることならば、これ代

表監査の意見書などを付けて、この管理、財産管理の話を持っていくことは可能なかどうかお伺いしたいと思うんですが、管理者でもいいですかね。

○佐藤 孝義議長 はい、管理者。

○渡部 正義管理者 先ほど齋藤室長の方から説明があった財産処分というのは、別なところに売り渡すというような発想ではなくて、今ある衛生組合の財産を広域圏組合の方に移管するという意味での財産処分でございますから、それを手続きに則ってやるということでございますので、あるがままどっかに行って売却をすとか、処分をすとかそういうことではございません。

○佐藤 孝義議長 10番、高野精一君。

○10番 高野 精一議員 確かにそうなんですが、この東部環境、東部と西部が統合すつときに、確かその財産っていうのがあって、その構成町で1回その金を、お金を分配した経過があったと思うんですが、構成町に1回戻したような形があったと思うんですが、それで、新しくこの組合が出来てから町でこの基金、この組合で言う基金積み立てをして、今1億2,000万くらい基金積み立てがあるんですが、それをまた構成町の方で、さあ、分担すんのかしないのか、それがちょっと気になったもんですから、さっき代表監査の意見書を付けて意見を出すことは可能なのかわかっていうものは、そういう意味で聞いたんであります。それでもし、管理者の方から何かありましたら。

○佐藤 孝義議員 管理者、渡部正義君。

○渡部 正義管理者 ご意見としてよくわかりました。今後詰めていく中でそういったものが発生するのかなのか、各構成町の方にお返しするのがあるかどうか、その際に代表監査の意見が必要かどうかについては今後の調整の中で検討事項の1つとして詰めさせていただきたいと思います。

○佐藤 孝義議長 他に質問等ありませんか。

はい、7番、目黒道人君。

○7番 目黒 道人議員 ちょっと細かい話かもしれませんが、今度統合されるということで、まあ今回についてもそうでしたが、会があるときに事前に議案書を持ってきていただいていたということがありまして、これ広域圏組合に統合されても恐らくこの議案書が事前に配布されるということは変わらないのかなと思うんですが、まずはそこをちょっと伺いたいなと思います。

○佐藤 孝義議長 事務局長。

○鈴木 康德事務局長 ただいまお伺いのご質問ですが、議案書は事前に郵送して、広域の方は郵送しておりますので、統合しましたら、実際直接配布するかどうかは別として事前にお送りしたいとは考えております。

○佐藤 孝義議長 他にご質問ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と言う者あり〕

◇

◎閉 会

○佐藤 孝義議長 質問等がないようでありますので、これを持ちまして全員協議会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

◇

閉会 午前11時2分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員